

障がい者を対象とした
大阪市会計年度任用職員採用選考
募集案内（令和9年6月採用）

令和８年１１月５日
大　阪　市

この試験は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者を対象として、その雇用の促進をはかることを目的として行うものです。

申込み受付期間	令和8年１１月５日（木）9時00分から 令和8年１１月25日（水）17時30分まで ※原則、インターネット申込みです
第１次選考	令和8年12月５日（土）
第２次選考	令和8年12月18日（金）又は12月19日（土） ※どちらか指定された日で受験（面接日の選択はできません）

１　業務内容

大阪市ワークステーション（※１）において、事務補助の仕事に従事します。
（郵便物等の集配や仕分け、文書折り・封入封緘、書類整理、シール貼りなどの作業（※2）。

例示の作業以外にも様々な事務補助の業務に従事いただきます。(※3))

※1 大阪市ワークステーションとは、各部局から依頼を受けて、障がいのある人が事務補助の業務を行うための場所で、大阪市役所本庁舎内にあります。

※2 業務内容は障がい特性等に応じて決定します。

※3 業務内容によっては、大阪市内の区役所等へ出張して業務をすることもあります。

2 受験資格、採用予定人数

受験資格		採用予定人数
①	身体障がい者手帳の交付を受けている方	10名程度
②	次のいずれかに該当する方 ・ 都道府県知事、政令指定都市市長又は児童相談所を設置する中核市の市長が発行する療育手帳の交付を受けている方 ・ 児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障がい者職業センターによる知的障がい者であることの判定書の交付を受けている方	
③	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方	

※ 申込時に障がい者手帳等の新規交付申請手続中の方は受験できません。なお、障がい者手帳等の更新手続中の方は受験できます。

※ 申込時点で障がい者手帳等の交付を受けている方であっても、令和9年5月末までに有効期限を迎え、その更新が不可だった場合は、採用しません。

※ 地方公務員法第16条各号(9ページ参照)に該当する方は受験できません。

※ 年齢、学歴、職歴は問いません。

3 勤務条件

○任用期間

令和9年6月1日から令和10年3月31日まで

※ 能力実証の結果が良好である場合、連続2回まで公募によらず再度任用される可能性があります。（最長で令和12年3月31日まで）

○勤務時間、勤務日数

10時00分から16時45分までの6時間（12時15分から13時00分までの休憩時間を除く。）

週5日（週30時間勤務）

○休日

毎週日曜日及び土曜日、祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）、
年末年始（12月29日から翌1月3日まで）

○勤務場所

大阪市役所本庁舎（大阪市北区中之島1-3-20）

○報酬等

報酬（月額）※1	176,436円～196,620円
期末・勤勉手当 ※2 （12月に支給）	410,213円～457,140円
年収見込 ※3	2,174,573円～2,423,340円

※1 採用されるまでの職歴等によって、上記の範囲内で決定されます。

※2 期末・勤勉手当（12月）は、1年目は2.325月分ですが、再度の任用がされた場合、2年目以降は4.65月分となります。また、募集開始時の月数であり、今後変更される場合があります。

※3 令和9年6月1日から令和10年3月31日までの年収見込です。

- 上記の他に通勤手当等が支給されます。
- 上記給与等は募集開始時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

（参考：再度の任用がされた場合2年目以降の報酬等見込み）

報酬（月額）	176,436円～196,620円
期末・勤勉手当 （6月・12月の合計）	820,426円～914,280円
年収見込	2,937,658円～3,273,720円

○休暇等

「会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：任用日～翌3月31日（任期満了日）
特別休暇	【有給】 夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、産前産後休暇、配偶者分娩休暇、育児参加休暇、育児時間休暇、子の看護等休暇（注）、短期介護休暇（注）、災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 （注）別途、取得要件があります。 【無給】妊娠障害休暇、生理休暇

・ その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度があります。（別途取得要件あり）

なお、休暇等については、本市条例等の改正により変更される場合があります。

○社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合）・厚生年金保険及び雇用保険に加入し、公務災害（通勤災害を含みます。）の適用があります。

○服務

・ 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

・ 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

4 選考日時・場所、選考方法

○第1次選考

【日時】令和8年12月5日（土）

【場所】大阪市役所（大阪市北区中之島1-3-20）

【方法】筆記試験：論文

（一般的な課題に対する理解力、文章構成力及び表現力等を問います。）

※ 集合時刻・場所の詳細は、受験票に記載して通知します。

※ 当日に受験資格が確認できる障がい者手帳等（原本）を確認します。

※ 第1次選考に合格した人にのみ、第2次選考を実施します。

○第2次選考

【日時】令和8年12月18日（金）又は令和8年12月19日（土）

【場所】大阪市役所（大阪市北区中之島1-3-20）

【方法】面接（個別）を行います。

※ 日時・場所の詳細は第1次選考合格者に通知します。

○その他注意事項

・選考の期間は、交通費等は支給されません。

5 受験手続

インターネットにより受験申込みを受け付けます。

「大阪市行政オンラインシステム」から申し込んでください。

※ 申込みは1つの受験資格に限ります。

（複数回申し込まれた場合は、最後に申し込まれたもののみ受理します。）

https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/be223492-7ef2-4af8-a74b-a31b0ffbea57/start

【申込み受付期間】

令和8年11月5日(木)9時00分から令和8年11月25日(水)17時30分まで

【受験票の交付】

受験者本人宛てに令和8年11月30日(月)に通知する予定です。

なお、令和8年12月2日（水）までに受験票が届かない場合は、総務局人事部人事課人事グループまでご連絡ください。

- 受験時の注意事項等については、受験票通知時にお知らせします。
- 申込み受付期間終了後は、申込内容の変更は一切できません。また、誤って取り下げを行った場合、受験できません。
- 申込完了後は、必ずマイページより申請内容をご確認ください。なお、受験申込の申請を受け付けた旨の通知メールがありますので、削除せずに保管してください。　メール通知が届かない場合は、申込みが完了していない可能性がありますので、必ず総務局人事部人事課人事グループまでご連絡ください。

【インターネットによる申込みが困難な方】

令和8年11月25日(水)（必着）までに大阪市総務局人事部人事課人事グループまで「提出書類」に記載の全ての書類（各1通）を郵便で送付してください。

※ 郵便の際は必ず簡易書留でお申し込みください。

※ 提出書類は、本市所定の様式に限ります。

※ 郵便等料金不足の場合は受付できません。

提出書類

	提出書類	注意事項
①	大阪市会計年度任用職員採用申込書（様式1）	過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。
②	申し立て書（様式2）	

※ 送付する封筒に、朱書きで「総務局人事部人事課（人事グループ）会計年度任用職員採用申込書等在中」と明記してください。

6 合格発表

選考	発表日（予定）	発表方法
第1次選考	令和8年12月11日(金)	合格、不合格にかかわらず、受験された人全員（棄権又は欠席した人は除く。）に郵送で通知します。
第2次選考	令和9年1月8日(金)	

7 合格から採用まで

① 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

② 日本国籍を有しない方で、採用日において、法令により永住が認められていない方は採用されません。

8 備考

① この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

② この試験において大阪市が収集した個人情報は、職員採用事務の円滑な遂行のために用い、「個人情報の保護に関する法律」及び「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。

③ 大阪市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。また、勤務時間中は禁煙です。

地方公務員法第16条（抜粋）

1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験に当たって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第４条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第８条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

２　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

この試験についての問合せは

大阪市総務局　人事部人事課　人事グループ　電話番号　06-6208-7514

〒530-8201　大阪市北区中之島1丁目3番20号　市役所4階

Osaka Metro御堂筋線・京阪電車京阪本線
「淀屋橋」下車　①号出口北すぐ

京阪電車中之島線
「大江橋」下車　⑥号出口 東 すぐ

開庁時間　月曜日から金曜日の9時から17時30分まで
（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く。）